

「2025年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）」

公募要領

1. 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、会場整備の基本設計、実施設計を行うための与条件整理としての会場基本計画策定調査並びに全体計画を取りまとめる基本計画策定調査業務を進めている。また、2019年12月に、政府が博覧会国際事務局（BIE）へ登録申請書の提出を行った。

さらに、協会は2019年11月より People's Living Lab 促進会議を実施し、万博で実現したいアイデア提案の募集を行った。

本業務は、上記業務と連携し、万博の適切な会場運営に資する必要な情報整理を行い、会場内輸送、環境技術ショーケース、環境方針・環境マネジメントシステム・エネルギーシステムについての会場運営計画を策定することを目的とする。

2. 業務の名称

2025年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）

3. 業務の概要

別添「仕様書」のとおり

4. 委託上限額

75,350 千円（税込）

5. スケジュール

2020年4月1日（水）	公募開始
2020年4月24日（金）	提案書類提出締め切り
2020年5月初旬	評価委員会・ヒアリング
2020年5月下旬	契約締結
2021年3月22日（月）	業務終了（報告書提出）

6. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (4) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

- (5) 次に掲げる履行実績を全て満たすこと。
 - ① 以下のいずれかの業務を履行した実績があること。
 - 1. 博覧会国際事務局（BIE）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会の会場の基本計画業務もしくは運営計画業務
 - 2. 敷地面積 30 ha 以上の テーマパーク の基本計画業務もしくは運営計画業務
 - 3. 敷地面積 50ha 以上の地方博覧会の基本計画業務もしくは運営計画業務
 - ② 2 以上の国（日本国を除く）又は海外の都市が公式参加する事業（オリンピック、国際会議等）に係る企画立案業務・基本計画業務を履行した実績があること。

- (6) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7. 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

「6 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2020年4月1日（水）から2020年4月24日（金）まで

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

③ 受付期間

2020年4月20日（月）10：00から2020年4月24日（金）17：00まで
※12：00～13：00を除く

④ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 整備局 整備部 整備計画課（担当：矢野、加藤）

住所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

電話番号：06-6625-8676

⑤ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

⑥ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

（特に、企画提案に係る書類は、仕様書3「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。）

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式1：原本1部）

イ 企画提案書等（仕様書3：①～③の書類：原本1部、副本10部）

ウ 応募金額提案書（様式2：原本1部、副本10部）

エ 事業実績申告書（様式3：原本1部、副本10部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：原本1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5：原本1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式6：原本1部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）

・法人の場合に提出すること。

・発行日から3カ月以内のもの。

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの。
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの。
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
- ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 使用印鑑届（様式7：原本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
 - <記入例> 「2025年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）」
 - 提案書 株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めない。
 - （協会が補正等を求める場合を除く。）
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2020 年 4 月 14 日（火）17：00 まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：seibi@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】 2025 年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けない。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10：00～17：00 まで ※12：00～13：00 を除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連） 企画提案公募について】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

10. プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションに参加するプロポーザル参加者に事前に案内を通知する。

参加者によるプレゼンテーションを行い、質疑回答による審査を実施する。プレゼンテーション時間は 15 分、質疑応答時間は 10 分を予定している。

- ① 時期：2020 年 5 月初旬
- ② 場所：事前案内通知時に決定
- ③ 時間：事前案内通知時に決定
- ④ 評価者：2025 年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）
評価委員会委員
- ⑤ 内容：業務実施方針について
- ⑥ 参加者：本業務における管理技術者及び主任技術者 1 名（最大 3 名まで）

11. 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は、事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査は、大阪又は東京の会場で開催することを予定している。
- プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者実績	○同種業務の実績があるか。 ○類似業務の実績があるか。	5点
プロジェクト実施体制	○総括責任者及び担当者の主な実績 ○業務推進方針（各業務に対する取り組み）	5点
会場内輸送	○会場内輸送として MaaS、自動運転モビリティなどを導入するための具体的な検討方針が示されているか。	25点
環境技術ショーケース	○最新の技術動向を踏まえた、実現、実装可能な検討方針、スケジュールとなっているか。	25点
環境方針・環境マネジメントシステム・エネルギーシステム	○環境方針について、具体的な検討方針が提案されているか。 ○環境マネジメントシステムについて、システムの構築・運用スケジュールを考慮した実現可能な検討方針となっているか。 ○エネルギーシステムについて、最新の技術動向を踏まえ、具体的な検討方針となっているか。	25点
業務の理解度	○業務への取組意欲	5点
価格点	○価格点の算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 会場運営計画策定調査業務（会場整備関連）の企画提案公募について】において公表する。応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案者の名称
- ③ 全提案者の評価点
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 評価委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。

(2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に
おいて、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方
としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を
納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を
免除する。
- 一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し
たとき。
 - 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和
22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定
する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほ
ぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しな
いおそれがないと認められるとき。
 - 四 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行し
ないおそれがないと認められるとき。
 - 五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相
手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

13. その他

応募提案にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。